

調書（決定）

事件の表示 平成22年（行ツ）第51号

決定日 平成23年11月24日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成20年（行コ）第150号（平成21年9月30日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、上告人の上告理由は違憲及び理由の不備をいい、上告参加人の上告理由は理由の不備をいうが、いずれもその実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成23年11月24日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人	国
処分行政庁	中央労働委員会
同参加人	東日本旅客鉄道株式会社
被上告人	国鉄千葉動力車労働組合